



お知らせ

戸籍事務のコンピュータ化を進めています

証明書の交付時間の短縮など市民サービスの向上と戸籍事務の効率化を図るため、戸籍事務のコンピュータ化を進めています。

■12月14日(月)より次の8区において戸籍事務をコンピュータ化します。

対象区▶北区、中央区、住之江区、平野区、都島区、東淀川区、西区、港区

●コンピュータ化により、次の点が変わります。

- (1)戸籍の作成や証明書の交付にかかる時間が短縮されます。
- (2)書式が「縦書き」から「横書き」になります。
- (3)公印が朱色から電子印(黒色)になります。
- (4)名称が「戸籍謄本」から「戸籍全部事項証明書」等になります。
- (5)戸籍に記載する氏名の文字の表記が変わります。

※対象となる場合は、本年11月にご本人又は筆頭者あてに文書でお知らせします。

■10月5日(月)より次の8区において除籍等の証明書書式が変更になりました。

対象区▶西成区、天王寺区、浪速区、西淀川区、淀川区、東成区、城東区、鶴見区

対象となる証明書▶除籍に関する証明書(平成21年3月6日以前の除籍) 改製原戸籍に関する証明書(平成改製原戸籍を含む)

●次の点が変わります。

- (1)証明書のサイズがB4・B5サイズからA4サイズになります。
- (2)公印が朱色から電子印(黒色)になります。

問い合わせ▶住民情報担当(戸籍) ☎6659-9961

第12回「西成区地域福祉アクションプラン推進委員会」を開催します

日 時▶12月11日(金) 14:00~16:00 ▶場 所▶区役所4階 会議室

内 容▶アクションプラン推進の取り組みについて話し合います

傍 聴▶10名まで可能

問い合わせ▶西成区保健福祉センター 生活支援担当(支援)

アクションプラン推進委員会事務局 ☎6659-9872

住宅手当緊急特別措置事業の申請を受付します

離職により住宅を喪失、または喪失のおそれがある方が安心して就職活動できるよう6ヶ月を限度に住宅手当を支給(貸主の口座に振込)します。

詳しくはお問い合わせいただくか、健康福祉局ホームページ(<http://www.city.osaka.lg.jp/kenkofukushi/>)をご覧ください。

支給対象者の条件(すべてに該当する方)

- ・2年以内に離職した方
- ・原則として収入のない方
- ・現在賃貸住宅にお住まいか、新たに賃貸住宅に住まわれる方
- ・離職前に自らの労働により賃金を得て、主として世帯の生計を維持していた方
- ・就労能力と常用就職の意欲があり、公共職業安定所への求職申込みを行う方
- ・預貯金が一定額(単身世帯:50万円、複数世帯:100万円)以下の方
- ・国の雇用施策による貸付や生活保護などの給付を受けていない方

申 請▶西成区保健福祉センター 住宅手当担当(区役所2階)

問い合わせ▶西成区保健福祉センター 住宅手当担当 ☎6659-9872
健康福祉局 住宅手当緊急措置担当 ☎6208-7933

国民健康保険料の訪問徴収を民間業者に委託しています

大阪市では、各世帯への訪問などによる国民健康保険料収納業務(集金など)を民間業者に委託しています。訪問の際には「国民健康保険料訪問徴収等業務従事者証」を提示しますので、必ずご確認のうえ納付してください。

事業者▶株式会社もしもしホットライン

問い合わせ▶納付に関すること…保険年金担当(管理)

☎6659-9946 FAX 6659-2245

委託に関すること…健康福祉局 保険年金担当(収納)

☎6208-9872 FAX 6202-4156

病児・病後児保育(乳幼児健康支援サービス)を行っています

こどもが病気の回復期で保育所に通うことができず、かつ保護者の方の仕事の都合などで家庭での保育が困難な場合にこどもさんをお預かりします。

施設名	所在地	電話番号
松之宮保育所	旭2-7-17	☎6567-3460
西成医療生活協同組合西成民主診療所 (医療機関のため病児保育の対応が可能です)	松2-1-35	☎6656-6105

手 続 け▶実施施設へお申し込みください(事前の登録が必要です)

問い合わせ▶こども青少年局 子育て支援担当 ☎6208-8112

専門相談日

秘密厳守・無料

	日 時	場 所
①法律相談	11月17日(火)・12月4日(金)・12月15日(火) 12:45~15:00 ※12:45に抽選で相談順位を決めます。	西成区役所 4階会議室
②ナイター法律相談	12月11日(金) 18:00~20:00	中央区民センター
③就労相談 (仕事の紹介・あっせんではありません)	11月20日(金)・11月27日(金) 12月4日(金)・12月11日(金) 13:20~15:30 ※13:20に抽選で相談順位を決めます。 ※16:00~17:00の時間帯は予約により相談を受付ます。予約の受付は、 大阪市地域就労支援センター ☎0120-939-783 ☎6567-6889	西成区役所 7階相談室

※いずれの相談も当日のみ受付(③は一部予約)。②は先着順。

相談者が多数の場合は、受付時間内でもお断りすることがあります。

市民の方は、他の区役所においても相談を受けることができます。

問い合わせ▶①③区民企画担当(市民活動推進) ☎6659-9683

②大阪市総合コールセンター(年中無休) ☎4301-7285

12月は歳末警戒を実施します

これからの時期は、空気が乾燥するとともに、ストーブなどの

暖房器具を使うことが多くなり、火災が発生しやすくなります。

くれぐれも火の取扱いにはご注意ください。

~住宅用火災警報器の設置をお早めに!!~

西成消防署 ☎6653-0119



わがまち西成

~ハンセン病回復者と
ともに地域で暮らす~

大阪府総合福祉協会・
ハンセン病回復者支援センター
原田恵子さん

「西成のすすらんへもういっぺん行って、コーヒーが飲みたいねん」と、岡山県にあるハンセン病療養所 久光園で60年以上暮らす崔南龍さん(78歳)は、私たちが訪問するといつも言います。崔さんのように、全国のハンセン病療養所での生活を余儀なくされている人びとは、2,584人(2009年5月現在)いますが、現在ではすでにハンセン病は治っています。

崔さんが初めて西成を訪れたのは今から9年ほど前になります。西成区出城にある特別養護老人ホーム「すすらん」にある喫茶サロンでくつろぐのをとても気に入り、その後何度か来ていました。西成へ来るときは、ヒューマンライツ福祉協会のスタッフが、送迎など支援してくれていたため、気軽にふるさとへ帰るような気持ちになっていました。その後、光明園で仲良しだった今は亡き療友と一緒に西成へ来ましたが、その方は、私たちに「おれ、実は西成に住んでいたんや」と打ち明けてくれました。仲良しだった崔さんも初めて知ったことでした。

崔さんは、岡山の療養所と西成で半々の生活をしたいと思うようになり、私たちはその願いを成就すべく、西成のまちに来るたびに歩いたり、食事にでかけたりしてなじんでもらいました。療養所の静かな日々慣れていた何十年もの暮らしから、一日中自動車が走り、自転車や高齢者が当たり前に行き交う様子を「ええなあー。こんなににぎやかやと、生活しているという実感があるなあ」と、興味深そうに見ていました。

2001年のハンセン病国賠訴訟の判決により、ハンセン病に対する国の隔離政策の過ちが認められましたが、ハンセン病回復者は隔離政策の結果、社会から切り離され、いわれなき偏見や差別で家族とも縁を切ったままの人がほとんどです。

2004年、大阪府総合福祉協会にできたハンセン病回復者支援センターでは、そのような方たちとふるさとを結ぶお手伝いをはじめ、社会復帰支援や社会復帰者の地域生活にかかる相談などさまざまな支援を行っています。

崔さんは今は、療養所の不自由者棟で介護を受けながら日々を過ごしていますが、「もういっぺん西成に行ってみたい、すすらんのコーヒーが飲みたい」と言います。西成で住みたいという願いはかないませんでしたが、まち中にある公園でひと休みしながら見た、多くの人たちの行き交う光景が忘れられないと言います。こよなく西成の町に思いを馳せているんだなあと感じました。ハンセン病回復者支援センターでは、療養所入所者が気軽にふるさとへ帰ったり、社会復帰者が、安心して地域で暮らせる環境づくりに努めています。区民のみならずとともに、ハンセン病回復者の方々にいつでも「おかえりなさい」と言える西成のまちにしたいと思います。

西成区人権啓発推進会(事務局:区民企画担当(市民活動推進)) ☎6659-9743